

# 意見書

平成25年3月18日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116  
(ふりがな) おおさかしきたくなかのしま3ちょうめ3ばん23ごう  
住所 大阪市北区中之島3丁目3番23号  
(ふりがな) かぶしきかいしゃけい・おぶていこむ  
氏名 株式会社ケイ・オプティコム  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお  
代表取締役社長 藤野 隆雄

電話番号  
電子メールアドレス

郵便番号 060-0031  
(ふりがな) さっぽろしちゅうおうくきた1じょうひがし2ちょうめ5ばん3  
住所 札幌市中央区北1条東2丁目5番3  
(ふりがな) ほっかいどうそうごうつうしんもうかぶしきかいしゃ  
氏名 北海道総合通信網株式会社  
とりしまりやくしゃちょう みやもと えいいち  
取締役社長 宮本 英一

電話番号  
電子メールアドレス

郵便番号 980-0811  
(ふりがな) せんだいしあお ぼくいちばんちょうさんちょうめ7ばん1ごう  
住所 仙台市青葉区一番町三丁目7番1号  
(ふりがな) とうほくいんてりじえんとつうしんかぶしきかいしゃ  
氏名 東北インテリジェント通信株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう しばた かずしげ  
代表取締役社長 柴田 一成

電話番号  
電子メールアドレス

郵便番号 920-0024  
(ふりがな) かなざわしさいねんいちちょうめ1ばん3ごう  
住所 金沢市西念一丁目1番3号  
(ふりがな) ほくりくつうしんねとわーくかぶしきかいしゃ  
氏名 北陸通信ネットワーク株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう もり えいいち  
代表取締役社長 森 栄一

電話番号  
電子メールアドレス

郵便番号 730-0051  
(ふりがな) ひろしましなかくおおてまちにちょうめ11ばん10ごう  
住所 広島市中区大手町二丁目11番10号  
(ふりがな) かぶしきかいしゃえねるぎあ・こみゆにけーしょんず  
氏名 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ  
とりしまりやくしやちょう さの よしお  
取締役社長 佐野 吉雄

電話番号  
電子メールアドレス

郵便番号 761-0195  
(ふりがな) たかまつしかすがちょう1735ばんち3  
住所 高松市春日町1735番地3  
(ふりがな) かぶしきかいしゃえすていねっと  
氏名 株式会社STNet  
とりしまりやくしやちょう こが よしたか  
取締役社長 古賀 良隆

電話番号  
電子メールアドレス

郵便番号 810-0001  
(ふりがな) ふくおかしちゆうおうくてんじんいっちょうめ12ばん20ごう  
住所 福岡市中央区天神一丁目12番20号  
(ふりがな) きゆうしゆうつうしんねっとわーくかぶしきかいしゃ  
氏名 九州通信ネットワーク株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちょう あきよし ひろゆき  
代表取締役社長 秋吉 廣行

電話番号  
電子メールアドレス

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 『『モバイル接続料算定に係る研究会』報告書(案)』に対する意見

意見 番号	報告書(案)における意見対象箇所 (ページ数、該当記述 等)	意見
1	<p>【報告書(案) 9～11 ページ、29 ページ】</p> <p>第1章 モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方 ③考え方</p> <p>第2章 各課題の検討 5. データ接続料の算定</p> <p>周波数の有限希少性等により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、MNO のネットワークを利用して移動通信サービスを提供する MVNO の新規参入を促し、MVNO を含むモバイル事業者間の競争を進展させることが重要である。そのためには、MVNO の事業環境を一層整備し、モバイル市場における公正な競争環境を整備することが必要である。なお、その際、モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築する MNO の設備投資インセンティブにも留意することが必要である。</p>	<p>【総論】</p> <p>左記の考え方に賛同いたします。固定通信市場では、意欲のある事業者であれば、随時設備競争への参入が可能である一方、モバイル市場は、周波数割当てを受けた限られた事業者しか設備競争に参入できないといった特性があることから、有限希少な周波数の割当てを受けている MNO には、相応の規制があって然るべきと考えます。</p> <p>報告書(案)に示された左記の考え方および次に示す観点を踏まえると、モバイル市場における公正な競争環境の整備にあたっては、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下、「二種指定ガイドライン」と表記。)の見直しによる算定ルールの精緻化を着実に進めることは必要不可欠な取組のひとつと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● モバイル市場を巡る環境変化 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 携帯電話市場が上位3事業者による寡占的な状態にあること</li> <li>➢ 携帯電話市場の競争促進には、MVNO による市場参入の拡大が必要であるが、当該市場全体に占める MVNO のシェアは依然として低水準にあることから、MVNO との接続の重要性が更に高まっていること</li> </ul> </li> <li>● モバイル市場固有の特性 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 周波数の有限希少性等により新規参入に制約があること</li> <li>➢ MNO は国民共有の財産である電波(周波数)を利用した事業による恩恵の大半を享受している状態にあること</li> </ul> </li> </ul> <p>現在、接続料は漸減傾向にあるものの、その水準は依然として高く、MVNO による市場活性化が十分に進んでいない要因のひとつと考えられるところです。算定ルールの精緻化が進まなければ、接続料が高止まりする懸念があることから、将来にわたって継続的に二種指定ガイドラインを見直すことで、算定上の裁量を排除することが重要と考えます。</p> <p>また、MNO は国民共有の財産である電波(周波数)を利用する事業を通じて、膨大</p>

意見 番号	報告書(案)における意見対象箇所 (ページ数、該当記述 等)	意見
1 (続き)		<p>な利潤を得ており、MNO の交渉力および市場支配力は拡大の一途を辿ることは明らかであることから、MNO の設備投資インセンティブに一定程度留意することは必要ではあるものの、これを理由にさらなる競争促進が妨げられることのないよう、引き続き、モバイル市場のさらなる競争促進に向けた一層の規制見直しを進めるべきと考えます。</p> <p>加えて、接続料算定の透明性確保にあたっては、二種指定ガイドラインの見直しに伴い精緻化される算定ルールに則った検証に加え、検証のしくみを見直すことも一層の透明性確保に資するものと考えます。例えば、検証作業に複数の第三者（有識者等）を交えたり、検証作業および結果を公開したりすることが考えられるところです。</p>

意見 番号	報告書(案)における意見対象箇所 (ページ数、該当記述 等)	意見
2	<p>【報告書(案) 10 ページ】</p> <p>第1章 モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方</p> <p>③ 考え方</p> <p>事業者のネットワーク構成や経営の形態は様々であり、画一的な算定方法を強制すると、算定結果たる接続料が必ずしも事業者の実態を踏まえた最適なものとはならない可能性があるため、こうした一定の裁量を認めることが適正性・透明性の観点からは合理的であると考えられる。</p>	<p>【接続先選定の比較検討に資する情報の開示について】</p> <p>モバイル接続料算定に係る研究会（第6回）において、MNO 各社のネットワーク設計思想および通信品質が異なることから、各社の事情に応じた接続料算定ができるよう一定の裁量を認めるべきとの考え方が示されたところです。</p> <p>当該議論を踏まえ、MNO に対し、自らのネットワーク性能に係る情報※を接続事業者（MVNO）へ速やかに開示するよう義務を課すべきと考えます。</p> <p>MVNO が接続先（MNO）を比較選定するにあたっては、当該情報は不可欠である一方、十分な情報提供がなされていないところです。また、各社が限定的に公開しているネットワーク性能に係る情報は、わずかに存在するものの、当該情報は各社の独自基準によって導出された数値等であることから、MVNO は適切な接続先比較ができない状態にあります。そのため、MVNO がネットワークの性能と接続料を十分に比較検討した上で、接続先を選定できるよう、当該情報の開示を義務付けるとともに、統一的な基準の下で当該情報が開示されるよう規定する必要があると考えます。</p> <p>なお、当該情報の開示にあたっては、MVNO と MNO が秘密保持契約を締結することを前提とする等、適宜、MNO の機密保持について一定程度配慮することも必要と考えます。</p> <p>※ネットワーク品質を客観的に示す指標であり、具体的には、①設計思想・増強ポリシー、②通信品質を規定するネットワーク設計値、③エリアカバー率等が考えられる。</p>

意見 番号	報告書(案)における意見対象箇所 (ページ数、該当記述 等)	意見
3	<p>【報告書(案) 21 ページ】</p> <p>第2章 各課題の検討</p> <p>3. 原価の範囲 (営業コストの算入)</p> <p>③考え方</p> <p>しかしながら、限定列挙された一部営業コストについては、関係事業者の懸念も踏まえ、「設備への帰属が明確な営業費に限定して接続料原価への算入」を許容した接続ルール答申の趣旨を一層明確化するため、設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な営業費のみが接続料原価への算入を認められる旨を、二種指定ガイドラインにおいて明記することが適当である。</p>	<p>【原価の範囲(営業コストの算入)】</p> <p>営業コストの算入については、接続ルール答申※に示されている「営業費を算入することは適当でない」との原則を厳格に適用し、限定列挙されている一部営業コストについても接続料原価から除外されるべきと考えます。</p> <p>モバイル市場の設備競争への参入は、周波数の有限希少性から、その割当を受けた少数の事業者のみに限られることから、限定列挙されている一部営業費が接続料原価へ算入されるのであれば、当該営業費の適正性検証にあたり、その検証プロセスおよび結果(例えば、当該営業費の用途別に、設備との関連性が認められる根拠および費用対効果の適正性等)を明らかにすることが必要と考えます。</p> <p>なお、検証結果に二種指定事業者の経営秘匿性の高い情報が含まれる場合は、秘密保持契約を締結した接続事業者に限っては公開を義務付ける等の措置により、二種指定事業者に配慮しつつ、透明性を確保することが必要と考えます。</p> <p>※ 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」 (平成21年10月16日情報通信審議会 答申)</p>

意見 番号	報告書(案)における意見対象箇所 (ページ数、該当記述 等)	意見
4	<p>【報告書(案) 29～35 ページ】</p> <p>5. データ接続料の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) データ接続料の需要</li> <li>(2) データ接続料の接続料原価</li> </ul>	<p>【データ接続料の算定】</p> <p>報告書(案)「5. データ接続料の算定」において示されている2つの検討課題((1) データ接続料の需要および(2) データ接続料の接続料原価)について、今後の検討を深めるにあたっては、公開の場において網羅的に検討を進めるとともに、特定の課題が優先的に取り扱われることのないよう要望します。</p> <p>2つの検討課題は同時に検討を深めるとともに、その結果が接続料算定ルールへ同時に適用されることにより、当該ルールの精緻化に資するものであって、いずれか一方の検討結果のみの適用にとどまることとなれば、より一層不公平な競争環境が形成されかねないものと懸念されることです。</p>

意見 番号	報告書(案)における意見対象箇所 (ページ数、該当記述 等)	意見
5	<p>【報告書(案) 36 ページ】</p> <p>5. データ接続料の算定  (3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度  ③検討  こうした認識の下、実績値の測定年度という点に限定して検討すると、現在の前年度の実績値に基づいた算定方法では、接続料が毎年逡減する状況では、当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO と比較して MVNO は競争上不利な状態に置かれている可能性がある。よって、基本的には、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることにより、MVNO の競争環境を整備することが望ましいと考えられる。</p>	<p>【データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度】</p> <p>左記の検討の方向性について賛同いたします。前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることは、現在の不公正な競争条件の是正に向けた必要不可欠な取組のひとつと考えます。そのため、速やかに検討を深めるとともに、可能な限り早期に、当該検討結果を接続料算定ルールへ反映すべきと考えます。</p> <p>また、MNO 各社は、将来の原価を高い精度で予測し得る立場にあるだけでなく、近年の周波数割当申請では「将来の MVNO 加入者件数」をも示しており、事業予見性の観点からも MNO と MVNO は対等な競争条件を有していないことは明らかです。今後の検討深化にあたっては、MVNO が MNO と同等の事業予見性を確保できるよう、将来原価による接続料算定の導入可能性についても併せて検討することが必要と考えます。例えば、加入光ファイバに係る接続料の算定に倣い、モバイル接続料算定においても同様の算定方式を採用することも考えられるところです。</p>

以上